

佐伯市公告第 75 号

佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務に係る公募型プロポーザル実施について

佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務の委託事業者の選定にあたり、プロポーザルを実施するので公告する。

令和 6 年 7 月 1 日

佐伯市長 田 中 利 明



1 業務の概要

(1) 業務名

佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

(2) 業務内容

「佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務 仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 15 日まで

2 事業費用

提案上限額 11,693,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示（令和 6 年佐伯市告示第 171 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同告示による改正前の佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号。以下「競争入札参加資格要綱」という。）第 6 条の有資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない事業者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 本募集委託公示の日から技術提案書提出までの間に、佐伯市から指名停止処分を受けている期間中でないこと。

(6) 佐伯市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 43 号)に規定する暴力団でないこと及び暴力団との関係を有しないこと。

(7) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に基づく、次のいずれかで登録されている技術士、その他国家資格の資格保有者を有しており、それらの者を本業務における配置予定技術者として選任できること。

- 1) 環境部門
- 2) 建設部門「建設環境」
- 3) 建設部門「都市及び地方計画」
- 4) エネルギー管理士

(8) 過去 5 年間(令和元年度から令和 5 年度まで)に、地方公共団体において以下の業務いずれかの実績を有すること。

- 1) 再生可能エネルギー導入計画策定業務
- 2) 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定業務
- 3) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務

4 業務に関する書類の配布等

プロポーザルの参加にあたって必要となる書類等は、佐伯市公式ホームページに掲載する。

5 受付窓口

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

佐伯市役所 市民生活部 環境対策課(電話 22-3995)

電子メール kankyo.kikaku@city.saiki.lg.jp